

奈良県地域保健福祉活動振興事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、福祉目的になされた寄附について、寄附者の意向を尊重しつつ、本県の福祉活動を推進するため、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(補助事業の対象)

第2条 補助金の交付対象となる団体は、奈良県福祉活動振興協議会（以下「協議会」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、協議会が行う福祉団体等に対する運営・事業等の経費に対する助成事業とする。

2 協議会は、寄附者の意向をできる限り尊重するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助の当該年度に県が福祉を目的として寄附を受けた額と、前年度の寄附の額と協議会に対する補助金の額の差額の合計を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 協議会は、県に対し福祉目的の寄附がなされた場合又は前年度の寄附の額と協議会に対する補助金の額に差がある場合、知事に対し補助金の交付申請を行うことができるものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の申請があった場合、当該申請が適当と認めるときには、補助金の交付の決定を行い、協議会に通知する。

(補助金の概算払)

第7条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付を決定した場合において、必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

(事業実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた協議会は、事業の完了後30日以内若しくは当該事業年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日に、実績報告書を提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 知事は、前条の規定による書類を受理した場合、その内容を審査の上適正と認めるときは、第7条によって概算払した補助金を精算して、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 知事は、前条の規定による精算の結果、補助金の返還が生じた場合は、期限を定めて、当該金額の補助金の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。